

土壌汚染対策技術情報の公開に関する取組実施要綱

制定 令和8年3月9日 み水第1479号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、土壌汚染対策（以下「対策」という。）を実施する者が、自らの状況に応じて適切な対策技術を容易に選定できる環境を整備するとともに、環境負荷の低減及び脱炭素の観点を踏まえた持続可能な対策の推進を図ることを目的とする土壌汚染対策技術情報の公開に関する取組（以下「本取組」という。）の実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土壌汚染対策 土壌に含まれる特定有害物質（土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する物質をいう。）による汚染に起因する人の健康被害を防止するために講ずる措置をいう。
- (2) 土壌汚染対策技術 地下水の水質の測定、封じ込め、地下水汚染の拡大の防止、舗装・盛土・立入禁止、不溶化、原位置浄化、掘削除去その他対策に用いられる技術をいう。
- (3) 技術管理者 法第33条に規定する技術管理者をいう。
- (4) 土壌環境監理士 一般社団法人土壌環境センターが認定する資格で、土壌・地下水汚染に係る調査・対策等に関する正しい知識及び判断力を備え、技術のみならず法律及び環境保全に関し広い見識を有する者をいう。

（情報提供の要件）

第3条 対策技術に関する情報（以下「情報」という。）の提供を行うことができる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 横浜市内において対策を行うことができる者
- (2) 誓約書の内容に同意できる者

（情報提供の申出）

第4条 情報の提供をしようとする者は、土壌汚染対策技術情報提供申出書（第1号様式）及び誓約書（第2号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申出書等を受理したとき、申出者が前条各号に掲げる要件を満たしていることを確認するものとする。

（情報の公開）

第5条 市長は、前条第2項の規定による確認の結果、申出者が第3条各号に掲げる要件を満たしていると認めるときは、前条第1項の規定による申出事項を本市ウェブページその他適切な方法により公開するものとする。

- 2 前項の規定により公開した情報は、第7条各号に掲げる事由がない限り、継続して公開するものとする。

（公開情報の変更）

第6条 前条第1項の規定により情報が公開されている者は、同項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、土壌汚染対策技術情報変更申出書（第3号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申出書を受理したとき、本市ウェブページにおいて遅滞なく公開情報の内容を変更するものとする。

（公開情報の削除）

第7条 市長は、第5条第1項の規定により情報が公開されている者について、次の各号のいずれかに該当するときは、公開を取りやめるものとする。

- (1) 土壌汚染対策技術情報削除申出書（第4号様式）により公開情報の削除を申し出たとき。
- (2) 第3条第1号の要件を満たさなくなったとき又は誓約書に違反したとき。
- (3) その他重大な法令違反や事故等により、公開を継続することが適当でないと市長が認めたとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本取組の実施に必要な事項は、みどり環境局長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月18日から施行する。

土壌汚染対策技術情報提供申出書

年 月 日

横浜市長

申出者

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては、その代表者の氏名

土壌汚染対策技術情報の公開に関する取組実施要綱第4条第1項の規定に基づき、次のとおり情報の提供を申し上げます。

事業所の名称	
事業所の所在地	
対応可能な 対策技術の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水の水質の測定： <input type="checkbox"/>第一種（<input type="checkbox"/>実績あり） <input type="checkbox"/>第二種（<input type="checkbox"/>実績あり） <input type="checkbox"/>第三種（<input type="checkbox"/>実績あり） ・封じ込め： <input type="checkbox"/>第一種（<input type="checkbox"/>実績あり） <input type="checkbox"/>第二種（<input type="checkbox"/>実績あり） <input type="checkbox"/>第三種（<input type="checkbox"/>実績あり） ・地下水汚染の拡大の防止： <input type="checkbox"/>第一種（<input type="checkbox"/>実績あり） <input type="checkbox"/>第二種（<input type="checkbox"/>実績あり） <input type="checkbox"/>第三種（<input type="checkbox"/>実績あり） ・舗装・盛土・立入禁止： <input type="checkbox"/>第二種（<input type="checkbox"/>実績あり） ・不溶化： <input type="checkbox"/>第二種（<input type="checkbox"/>実績あり） ・原位置浄化（土壌ガス吸引）： <input type="checkbox"/>第一種（<input type="checkbox"/>実績あり） ・原位置浄化（地下水揚水）： <input type="checkbox"/>第一種（<input type="checkbox"/>実績あり） <input type="checkbox"/>第二種（<input type="checkbox"/>実績あり） <input type="checkbox"/>第三種（<input type="checkbox"/>実績あり） ・原位置浄化（化学処理）： <input type="checkbox"/>第一種（<input type="checkbox"/>実績あり） <input type="checkbox"/>第二種（シアン化合物）（<input type="checkbox"/>実績あり） <input type="checkbox"/>第三種（<input type="checkbox"/>実績あり） ・原位置浄化（生物処理）： <input type="checkbox"/>第一種（<input type="checkbox"/>実績あり） <input type="checkbox"/>第二種（シアン化合物）（<input type="checkbox"/>実績あり） <input type="checkbox"/>第三種（<input type="checkbox"/>実績あり） ・原位置浄化（その他）： <input type="checkbox"/>第一種（<input type="checkbox"/>実績あり） <input type="checkbox"/>第二種（<input type="checkbox"/>実績あり） <input type="checkbox"/>第三種（<input type="checkbox"/>実績あり） ・掘削除去： <input type="checkbox"/>第一種（<input type="checkbox"/>実績あり） <input type="checkbox"/>第二種（<input type="checkbox"/>実績あり） <input type="checkbox"/>第三種（<input type="checkbox"/>実績あり） <p>(注) 第一種：第一種特定有害物質 第二種：第二種特定有害物質 第三種：第三種特定有害物質</p>
狭あい地（200㎡以下）での施工	<input type="checkbox"/> 対応可能（ <input type="checkbox"/> 実績あり）
資格者の有無	<input type="checkbox"/> 技術管理者 <input type="checkbox"/> 土壌環境監理士
連絡先	住所 〒 担当者の所属及び氏名 電話番号 メールアドレス ホームページURL

□申出者は、土壌汚染対策技術情報の公開に関する取組実施要綱第3条第1号の要件を満たす者です。

誓約書

横浜市長

当事業所（申出者）は、土壌汚染対策技術情報の公開に関する取組実施要綱（以下「要綱」という。）第4条第1項の規定に基づく情報提供の申出に際し、次の事項を誓約します。

- 1 本情報は真実かつ正確であり、誇大又は誤解を招く表示を含みません。
- 2 本情報は、第三者の知的財産権、名誉、信用、プライバシーその他一切の権利又は利益を侵害しません。
- 3 本情報には、個人情報（要配慮個人情報を含み、担当者の氏名及び連絡先を除く。）を含めません。やむを得ず含む場合は、適法な取得及び提供の根拠を有し、必要な同意等を取得しています。
- 4 横浜市が本情報を公開するにあたり、体裁の調整、要約、リンクの付与その他合理的範囲の編集を行うことに同意します。
- 5 横浜市は本情報の正確性、完全性及び有用性を保証しないことを理解し、本情報の掲載又は利用により生じた紛争については、申出者の責任及び負担により解決します。
- 6 本情報に関し第三者から苦情、権利主張又は照会等があったときは、申出者として誠実に対応します。
- 7 要綱第7条の規定に基づく公開情報の削除について、異議を申し立てません。
- 8 次の(1)～(3)のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
 - (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
 - (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

年 月 日

住 所

名 称

代表者氏名

土壌汚染対策技術情報変更申出書

年 月 日

横浜市長

申出者

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては、その代表者の氏名

土壌汚染対策技術情報の公開に関する取組実施要綱第6条第1項の規定に基づき、次のとおり公開情報の変更を申し出ます。

事業所の名称		
事業所の所在地		
変更事項		
変更内容	変更前	
	変更後	
変更理由		
連絡先		住所 〒 担当者の所属及び氏名 電話番号 メールアドレス

土壌汚染対策技術情報削除申出書

年 月 日

横浜市長

申出者

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては、その代表者の氏名

土壌汚染対策技術情報の公開に関する取組実施要綱第7条第1号の規定に基づき、次のとおり公開情報の削除を申し出ます。

事業所の名称	
事業所の所在地	
削除理由	
連絡先	住所 〒 担当者の所属及び氏名 電話番号 メールアドレス